

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の納付猶予牛に係る1頭当たりの新たな負担金の額について【令和2年7・8・9月分】

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）（以下「交付要綱」という。）の附則29の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛（以下「納付猶予牛」という。）に係る新たな負担金の額については、同附則32及び33の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となっています。

今般、令和2年7・8・9月における当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の新たな負担金の額を下記のとおり公表します。

なお、各登録生産者の納付猶予牛に係る負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

1. 負担金の納付先が都道府県の積立金管理者である場合
(1) 肉専用種

算出の区域	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月
北海道	51,092.1円	50,815.8円	44,901.675円
青森県	37,666.8円	44,196.075円	36,046.35円
岩手県	35,417.025円	41,946.3円	33,796.575円
宮城県	40,437.9円	46,967.175円	38,817.45円
秋田県	—	38,418.525円	30,268.8円
山形県	30,876.075円	37,405.35円	29,255.625円
福島県	43,180.425円	49,709.7円	41,559.975円
茨城県	43,015.725円	46,648.125円	39,704.85円
栃木県	43,434.45円	47,066.85円	40,123.575円
群馬県	43,011.45円	46,643.85円	39,700.575円
埼玉県	43,543.35円	47,175.75円	40,232.475円
千葉県	42,086.7円	45,719.1円	38,775.825円
東京都	39,061.8円	42,694.2円	35,750.925円
神奈川県	43,521.525円	47,153.925円	40,210.65円
山梨県	46,812.375円	50,444.775円	43,501.5円
静岡県	23,421.15円	27,053.55円	20,110.275円
新潟県	27,584.55円	21,469.05円	22,558.725円
石川県	0円	28,334.475円	29,424.15円
福井県	0円	35,388.225円	0円

算出の区域	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月
愛知県	44,515.575 円	49,593.375 円	44,447.85 円
三重県	31,112.55 円	36,190.35 円	31,044.825 円
滋賀県	29,850.75 円	27,081.9 円	21,520.8 円
京都府	33,096.6 円	30,327.75 円	24,766.65 円
大阪府	25,543.8 円	22,774.95 円	17,213.85 円
兵庫県	77,940.45 円	75,171.6 円	69,610.5 円
奈良県	28,171.35 円	25,402.5 円	19,841.4 円
和歌山県	23,940.225 円	21,171.375 円	15,610.275 円
島根県	33,398.325 円	37,022.85 円	27,406.125 円
岡山県	31,092.975 円	34,717.5 円	25,100.775 円
広島県	37,955.7 円	41,580.225 円	31,963.5 円
山口県	36,892.575 円	40,517.1 円	30,900.375 円
徳島県	46,769.175 円	50,232.6 円	41,449.275 円
香川県	46,149.75 円	49,613.175 円	40,829.85 円
愛媛県	43,118.325 円	46,581.75 円	37,798.425 円
福岡県	46,661.175 円	44,891.1 円	43,093.125 円
佐賀県	45,700.2 円	43,930.125 円	42,132.15 円
長崎県	41,943.15 円	40,173.075 円	38,375.1 円
熊本県	36,974.925 円	35,204.85 円	33,406.875 円
大分県	—	43,665.525 円	41,867.55 円
宮崎県	45,721.575 円	43,951.5 円	42,153.525 円
沖縄県	50,010.75 円	49,270.275 円	54,052.425 円

(2) 交雑種

	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月
東京都	45,096.975 円	38,269.125 円	40,973.625 円
京都府	—	—	40,973.625 円

2. 負担金の納付先が機構である場合 肉専用種

令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月
40,437.9 円	46,967.175 円	38,817.45 円

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
 担当: 青木、飯尾、山口、小南、峯岸
 電話: 03-3583-8562